

特定水産資源くろまぐろの令和5管理年度における知事管理区分に配分する
漁獲可能量の変更について（報告）

鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課

1 令和5管理年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の漁獲可能量の変更について

- ・令和5年4月27日および令和5年5月19日付けで、繰越枠の配分として漁獲可能量の変更が農林水産大臣から通知され、当初配分から小型魚は1.1トン、大型魚は1.0トンが追加配分された。
- ・海区漁業調整委員会の承認された配分ルールに基づき、令和5年6月7日付けで知事管理区分の配分を行った。
- ・令和5年6月23日に沿岸の定置網において、小型のくろまぐろの入網があり、小型魚の漁獲量が急激に増加した。
- ・小型魚の「鳥取県沿岸くろまぐろ漁業」は、曳き縄と定置網に分け、資源管理協定に基づき管理を行っている。配分された定置網の漁獲可能量を超えたことから、定置網では、採捕しない措置をとっている。
- ・超えた漁獲可能量を早期に解消する必要があることから、県の留保枠を融通することとし、令和5年6月29日付けで海区漁業調整員会に諮問し、6月30日に会長の専決をいただいた。
- ・小型魚の消化率が高くなったことから、追加配分を国に要望している（要望量：10トン）。

2 令和5管理年度の漁獲可能量の変更の記録及び漁獲量

（単位：トン）

種類	知事管理区分	当初配分	6/7	6/30 ※	漁獲量	備考
小型魚	鳥取県沿岸くろまぐろ漁業	4.4	5.3	5.7 (①+0.2 ②+0.2)	2.9	①配分ミスによる修正
	その他の漁業	0.1	0.1	0.1	0.0	
	県留保枠	0.4	0.6	0.2 (①-0.2 ②-0.2)	-	②定置網漁獲増加による配分
	合計	4.9	6.0	6.0	2.9	
大型魚	鳥取県定置網漁業	5.4	6.3	6.4 (①+0.1)	0.2	①配分ミスによる修正
	鳥取県その他の漁業	0.1	0.1	0.1	0.0	
	県留保枠	0.6	0.7	0.6 (①-0.1)	-	
	合計	6.0	7.1	7.1	0.2	

※6月7日の変更で配分ミスが確認されたため、これらを含めて6月30日に修正した。

【参考】

本県沿岸くろまぐろ漁業の漁獲状況（6/26 現在）

種類	知事管理区分	漁獲枠（トン）	漁獲量（トン）	消化率（%）
小型魚	鳥取県沿岸くろまぐろ漁業	5.3	2.9	54.7
	曳き縄	2.65	0.0	0.0
	定置網	2.65	2.9	109.4
	鳥取県その他漁業	0.1	0.004	4.0
	県留保枠	0.6	0.0	0.0
	合計	6.0	2.904	48.4
大型魚	鳥取県定置網漁業	6.3	0.2	3.1
	鳥取県その他の漁業	0.1	0.0	0.0
	県留保枠	0.7	0.0	0.0
	合計	7.1	0.2	2.8



5水管第300号
令和5年4月27日

鳥取県知事 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

くろまぐろに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (鳥取県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚)	4.9トン	6.1トン
くろまぐろ (大型魚)	6.1トン	7.1トン



5水管第468号
令和5年5月19日

鳥取県知事 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

くろまぐろに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (鳥取県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚)	6.1トン	6.0トン
くろまぐろ (大型魚)	7.1トン	7.1トン